か がわ ぶん よう 氏 名 **香 川 文 庸**

学位(専攻分野) 博士(農学)

学位記番号 論農博第2381号

学位授与の日付 平成 13年 5月 23日

学位授与の要件 学位規則第4条第2項該当

学位論文題目 稲作農作業受委託における協定料金の適正水準に関する研究

(主 查) 論文調查委員 教授稲本志良 教授辻井 博 教授加賀爪優

論文内容の要旨

本論文は、稲作農作業受委託に関わる地域協定料金設定の意義、その適正水準の考え方と基準を明確にしたうえで、それらを反映する料金設定モデルを構築するとともに、そのモデルによって設定される協定料金を用いて、今後、農作業受委託を軸として地域稲作を維持・発展させるための要件を明らかにすることを課題にしている。

序章では、農作業受委託及び協定料金に関する概念規定と農作業受委託取引の類型化、先行研究のレビューを通して、研究蓄積の薄い圃場農作業受委託に関する協定料金水準の設定問題を本論文の課題として導出している。

第1章では、既存統計資料の加工、組み替えを通して、1)農作業受委託取引が進展し、農作業受託主体がすでに重要な 生産担当層として形成され、機能していること、2)農作業受委託は委託農家、受託主体の双方にとって経済合理性を有す ることを明らかにし、第2章以降の分析に対する基礎的な資料を整理し、提示している。

第2章では、稲作生産担当層をめぐる先行研究の整理と第1章の統計分析の結果から、稲作における農作業委託農家、受託主体の役割と位置づけを明示するとともに、農作業受委託の進展を通した地域稲作の維持・発展の要件として協定料金のもつ意義を理論的に示している。

第3章では、農作業受委託に関連する地域特性が実勢料金に反映されているか否かを統計的に検証したうえで、実勢料金の設定方法や協定料金が実勢料金に及ぼす影響の把握を目的としたアンケート調査を滋賀県長浜市で実施し、第2章、第3章を総括しつつ協定料金を適正な水準に設定することの意義を実証的に明らかにしている。

第4章では、協定料金の適正水準の考え方や基準に関する考察を行い、そうした考え方、基準が反映可能な料金設定モデルを会計モデルをベースとして構築している。そこでは、前期の原価を今期の標準原価として利用する方法や、地域内で中核的に機能している農作業受託主体を原価計算主体に据えることの重要性を指摘しており、農作業受託サービスの予想供給量の把握とマークアップ額の設定を目的としたサブ・モデルを構築し、以下の実証的分析に適用している。

第5章では、農協の機械銀行事業を軸として農作業受委託が展開している滋賀県長浜市を事例として、第4章で構築した モデルを用いた協定料金の適正水準の設定とその設定値を用いた経済分析を行っている。そして、設定協定料金水準は、委 託農家の私経済的な利益に直結しておらず、他方、生産効率の低い農作業受託主体を淘汰する契機にはならないことを明ら かにし、今後、個々の基幹的な農作業受託主体の生産効率を向上させながら協定料金を引き下げることが必要であることを 指摘している。

第6章では、集落営農形態による農作業受委託が活発な滋賀県 W 町 N 地区を事例として、集落営農が活発な地域においても、個々の集落営農組織にコスト・マネジメントを促す意味で協定料金を設定することが極めて重要であることを指摘したうえで、第5章と同様の分析を行っている。さらに、今後の料金引き下げの可能性について検討し、いわゆる「集落の垣根」を越えたより広域的な営農組織への組織再編が有効かつ必要であることを指摘している。

第7章では、稲作を取り巻く環境変化のなかで最も重要な意味をもつ米価の下落に着目し、米価が低下するなかで農作業 受委託を軸として地域稲作を維持・発展させることが可能であるか否かを、そうした状況下で求められる協定料金水準の計 測を通して検証している。そして、米価の下落に伴う委託農家の料金支払能力の低下に対応するためには、協定料金を大幅に引き下げねばならないが、そうした低い料金水準であっても、利益を確保しつつ農作業受託サービスを供給する能力が農作業受託主体に備わっていることを実証し、農作業受託主体が稲作における主要な生産担当層としての要件を有していることを示唆している。

終章では、論文全体の要約と本論文の展開方向を示している。また、補章では、本論文を作成するに当たり、有力な基礎 資料の一つとして利用した農作業受委託関連の統計資料がもつ問題点を社会統計学的な観点から指摘している。

論文審査の結果の要旨

わが国の農業において、近年、農業経営活動の外部化が進み、各種の農業サービス市場が形成され、拡大してきていると同時に、農業の担い手構造も変化してきている。このようなわが国農業の動きに関連して、農業サービスの生産原価計算を如何に行い、料金水準をどのように設定するか、農業サービス市場の進展が担い手構造にどのような影響を与えるかなど、理論的・実証的に解明すべき重要な課題がある。

本論文は、農業サービスにおいて重要な地位を占めている稲作における圃場農作業受委託に焦点を当てて、上記の課題に 理論的・実証的に接近している。本論文において、特に評価すべき点は以下の5点に要約できる。

- 1)年々増加する傾向にあるわが国稲作における農作業受委託の水田賃貸借に比較した相対的有利性を、マクロの観点から地域稲作構造、ミクロの観点から委託農家、受託主体の費用・収益構造の理論的・実証的分析を通して明らかにしている。
- 2)農作業受委託が進展し、それを通して地域稲作を維持・発展させるための要件として協定料金を設定することの意義 と必要性を理論的・実証的分析を通して明らかにしている。
- 3)協定料金の考え方、基準を理論的検討によって提示し、それらの基準、考え方を反映することができ、かつ、現実に利用可能な料金設定モデルを近代経済学的モデル、会計モデルにおける直接原価計算法の問題点を理論的に整理したうえで全部原価法をベースとした独自のモデルの構築を行っている。
- 4)独自に構築した料金設定モデルを駆使し、実際に協定料金の設定を試みるとともに、それを操作的に用いた実証的分析によって農作業受委託の進展の条件を明らかにすると同時に、現行協定料金よりも低水準の協定料金設定の必要性を明らかにしている。
- 5) 社会統計学の観点から既存統計資料の利用上の留意点を吟味し、更に、詳細かつ豊富な現地調査結果、農業機械工学・農作業学の研究成果を援用することによって、本論文における実証的分析が、極めて、「頑健」なものになっている。

以上のように、本論文は、近代経済学的モデル、会計モデルの修正・拡張によって農作業受委託に関わる独自の協定料金 設定モデルを構築し、それによって得られる協定料金を操作的に用いた実証的分析を通して、農作業受委託の進展の条件、 地域稲作の維持・発展を担う担い手経営像を明らかにしたものであり、農業会計学、農業担い手経営論、地域農業論の発展、 及び地域稲作の維持・発展に寄与するところが大きい。

よって,本論文は博士(農学)の学位論文として価値あるものと認める。

なお、平成13年3月15日、論文並びにそれに関連した分野にわたり試問した結果、博士(農学)の学位を授与される学力が十分あるものと認めた。